

第1回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第1回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成29年10月24日（火）午後2時00分～5時00分

3 開催場所

北杜市役所 北館 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

塙喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

金丸哲也（金丸正幸代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

佐々木周（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

佐藤長英（学識経験者）

篠原充（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

欠席委員

なし

事務局

赤羽久（建設部長）

手塚清作（農業委員会事務局長）

中山和彦（生活環境部環境課長）

小澤章夫（産業観光部農政課長）
内藤肇（産業観光部林政課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
由井克光（産業観光部農政課長補佐）
田丸敬一（生活環境部環境課環境保全担当）
有賀英敏（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
清水義久（産業観光部農政課農政担当）
小林勝己（産業観光部林政課林政担当）
末木陽一（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
千野裕介（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
福田和久（農業委員会事務局担当）

5 議事

- (1) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備（設置）について
- (2) その他

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数

24名 報道関係者 4社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委嘱状交付
- 3) 市長あいさつ
- 4) 自己紹介
- 5) 設置趣旨
- 6) 役員選任
- 7) 委員長あいさつ
- 8) 閉会

(事務局) 本委員会は北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の適用による会議です。お手元の資料に要綱があります。第4条に公開・非公開の決定があります。今回は最初の会議ということもあり、委員の皆様にはあらかじめご了解をいただき、公開・非公開を決定することとしています。市内に住所を有する者、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者については、委員の募集の案内において委員会の概要にて公開で会議を開催することを明らかにしています。また、市議会の委員、学識経験者につきましてもその旨ご理解をいただいています。

すので、改めて本日の会議は公開であることを確認させていただきます。また、本日の傍聴希望者は事前に周知した通り、定員40名とさせていただきました。傍聴については24名の希望者がありましたのでご報告します。傍聴人におかれましては、既に確認されていると存じますが傍聴要領を遵守していただきますようお願い申し上げます。また、報道関係から写真撮影、録音の申し出がありましたが、これを許可してもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(事務局) では、報道関係者には事務局の指示に従い、議事等に支障がないようお願いいたします。それでは市長より委嘱状の交付を行います。

(委員) すみません。報道機関はどこが入っていますか。

(事務局) 朝日新聞社、日本工業経済新聞社、八ヶ岳ジャーナル、山梨日日新聞社の4名です。

それでは私がお名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いします。

【委嘱状交付】

(事務局) 只今委嘱された皆様の任期については、平成31年3月31日までとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、ここで市長の渡辺英子よりご挨拶を申し上げます。市長よろしくお願いたします。

(市長) 皆様には、公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。北杜市長の渡辺英子でございます。

ただ今、皆様に北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会委員に委嘱をさせていただきました。

第1回会議の開催にあたり、一言、あいさつを申し上げます。

本市では、地球温暖化防止対策に資する化石エネルギーの代替エネルギーとして、再生可能エネルギーの利用を推進し、市事業においては、六ヶ村堰水力発電でんでんやNEDO委託事業により実施した大規模電力供給用太陽光発電システム安定化実証研究を実施した北杜サイト太陽光発電所、文部科学省スクールニューディール事業による市内全小中学校屋上等に太陽光発電設備を設置、また、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業など、市が将来像に掲げる「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けて、その歩みを進めているところでございます。

本市では、八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、茅ヶ岳をはじめとする美しい山岳景観日本一、国蝶オオムラサキの生息数日本一、八ヶ岳南麓高原湧水群、白州・尾白川、金峰山・瑞牆山源流という名水百選を3つ有する全国唯一の市であり、かつ、ミネラルウォーター生産量日本一、明野地区に代表される日照時間が日本一という、まさに「山紫水明」の地であります。

このような様々な要因が絡み合い、東日本大震災以降、平成24年7月施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法も追い

風となって、民間事業者による太陽光発電設備の設置も増加いたしました。このようなことから、本市の有する景観、自然環境の保全及び地域環境との調和を図ることを目的とした北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱を平成26年9月1日に公布施行し、更には、平成28年6月1日に北杜市景観条例の一部を改正し、事業用太陽光発電設備を届出対象行為に加え、対応してきたところでありますが、これまでの間、市民からは条例化を強く望む声や事業者と住民におけるトラブル、景観、災害対策に対する懸念など多くの課題が生じており、大変憂慮すべきこととなっております。

現行法令において、既にいくつかの法令があり、これらの法令に抵触しない範囲で保護すべき法的な利益を条例の目的として定める必要、かつ、このような中で市では太陽光発電設備のみを規制する根拠、財産権との整合性を図る必要などがあるなど様々な課題があることから条例化は難しいとし、太陽光発電設備を取り巻く動向に注視しながら対応してまいりたいとの見解をお示してきたところであります。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法に基づいて設備の認定を取得した件数は、平成26年4月時点で、既に4,000件に上っており、本年3月末時点では、約5,000件となっております。

認定を取得した設備の約8割は平成25年度までに認定を受けておりますが、現在に至っても稼働開始した設備は全体の3割に留まっている状況で、今後3,500件の設備が設置される見込みであります。

一方、本年4月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。

これまでの推進から適正な導入に力点をシフトした制度となったものと考えており、改正によって、これまで指導要綱により対応してきた事項が法令遵守事項となるなど、また、条例を含む関係法令の規定の遵守を求め、関係法令や条例を遵守していない場合には、認定の取り消しもあり得るとしてあります。本年6月市議会定例会において、市議会議員発議による太陽光発電設備に関する条例案が提出され、審議が行われました。

この議論を行う課程で、市民の関心の高さや、この議論を重く受け止め市では、議会、市民、事業者及び学識経験者などの関係者を交え、太陽光発電の推進、規制のあり方、課題について条例化も含め調査、研究、検討などを行う組織を立ち上げたいとし、平成29年9月1日に「北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱」を公布、施行したところであります。

検討委員会の委員の選定については、住民、事業者の委員については、公募によることとし、住民の方については18名のご応募をいただきました。今月11日に実施した抽選会において、7名の方が決定いたしました。このことから本検討委員会の注目度は高いものと考えております。

事業者については3名のご応募をいただき、議会からは6名の選出をいただきました。また、学識経験者には地球温暖化対策や太陽光発電システム、環境・エネルギー問題や法律関係に明るい方をお願いし、20名にて、ご議論をお願いするものです。

検討委員会のテーマの中心は太陽光となるものと考えておりますが、地球温暖化対策、エネルギー問題として、再生可能エネルギーの重要性、有効性、また、その課題などを踏まえ、再生可能エネルギー発電設備の推進、規制について、また、条例化の可能性も含めて様々な議論をしていただき、何らかの方策等を導き出していきたいと考えております。大変課題も多く、難しい問題ではありますがけれども、皆様のご意見等をよろしくお願いいたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局) 有難うございました。ここで、市長は公務があることから退席をさせていただきますと思います。

続きまして、4番目の自己紹介に移りたいと思います。初回の会議でありますので、まず自己紹介をお願いします。

(委員) 私は10年前に企業を定年退職して、その後、自然豊かな田舎で暮らそうと色々探し、北杜市が素晴らしい地だということで引っ越して10年経っております。私の周りでも、最近森を切り崩して太陽光発電設備がどんどん設置されるという状況でありまして、私はそういう自然環境を破壊する、行き過ぎた乱開発というのはいかがなものかという思いで、今回委員会の委員として出てきたという次第です。簡単に私の略歴を申し上げますと、科学の企業で36年間働いていました。特に最後の6年間は、この委員会の経験として活かせると思っておりますが、環境問題や防災、道路災害、品質保証、リスクマネジメント等に対して会社全体の統括業務をやった経験がございます。退職後は、東京の企業の社会的責任を推進するNPO、CSRというのをご存知の方もいるかと思っておりますが、そちらで働きました。また、都留文科大学の非常勤講師、拓殖大学、東京経済大学で企業の環境活動や企業の社会的責任活動、CSR活動などを講義してきました。そういった経験の中で私が一番大事にしているキーワードは、社会の持続可能性です。その観点から、太陽光発電設備の設置が北杜市の持続可能性について、本当にいいのか悪いのか、あるいはそのためにどのような施策が必要なのか、十分考えていきたいと思っております。最後にもう一つ申し上げたいのは、北杜の「杜」は「もり」で、まさに北杜市は森の都を掲げて、森と共生していく社会を作るということで、それに惹かれて私もここに来たわけでありまして、多くの観光客、移住者の方、別荘で活動されている方たちは魅力を感じて来ているわけです。ですから北杜市にとって、自然環境は大変大きな資源になるので太陽光発電設備による乱開発によって損なうことはあってはならないと考えております。そういう観点から委員としてこれから発言していきたいと思っております。

(事務局) 有難うございました。大変申し訳ございませんが、議事で個人の意見等を言う

場がありますので自己紹介ということで簡潔にお願いいたします。

- (委員) 全体の時間として、どれくらいの時間を考えていますか。
- (事務局) 時間につきましては、2時間程度ということで、4時頃の終了を目途に考えています。
- (委員) ということは、1人3分程度ということですね。
- (事務局) また、後で意見交換の場がありますので、自己紹介ということで簡潔にお願いします。
- (委員) 私は病気をしております、医者から頭部を保護しろということで帽子を被っておりますがよろしくをお願いいたします。事務局にお手紙を出しましたが返事がなかったことが大変残念に思います。北杜市に20年ほど住んでおりました、今回応募させていただいた動機としては、特別委員会で3日間にわたったが議論が十分にできず、継続審議になるとしたら没という形になったので、話というのは全体を踏まえてその延長線上で理解を深めていくということ、今回も6人の議員がいらっしゃいますので、そこを中心に話ができればと考えております。私は1990年代から磁石の関係の仕事をしておりましたので、風力発電の設備は有効だと思っております。水力発電も手掛けましたが、合理的には水力発電が一番いいと思っておりますが、磁力の電気エネルギー変換からすると、風力発電という立場でおります。太陽光発電に関しては、基本的にはエネルギーの無駄遣いという立場でお話できればと思います。よろしくをお願いします。
- (事務局) 有難うございました。
- (委員) よろしくをお願いいたします。私は4年ほど前に移住してまいりまして、それまでは東京でニュージーランドの食品関係の専門商社で約30年働いておりました。少し早めの退職をいたしまして、自然の中で、働いている人の癒しの場所を作ろうと思い、北杜市でプチホテルを始めました。移住して約1年後に家から約100mのところ500kwのソーラーができました。周辺にも約6ヶ所できております。その時はまだ2014年でしたので今の要綱もなく、市に話しに行っても、「工作物ではないので何もないと思ってください」と言われました。それから無法状態のまま皆さんが同じように苦労していらっしゃるということで、同時期に大泉の泉原、小淵沢の周辺住民の方と連絡を取り合い、市に対して何とか規制をかけていけないかということで、太陽光発電を考える市民ネットワークという集まりを作り、署名活動を行いました。私たちの活動は、基本的に個別の案件に対する活動ではなく、規制の全くないFIT法の制度の欠陥が基本的にあると思っております。市に対する働きかけと共に、経済産業省、山梨県に対して今まで約3年半継続的に活動してまいりました。その中で市民の方の中で最も問題になっている立地に対する問題、地域との合意形成などは自治体の問題であり、経産省の方と話しはしていますが自治体の条例で規制すべきだという立場をとっています。北杜市で考えない限り、未来永劫考えてはもらえないと思っております。ですから、今回私がこ

こに参加したのはある意味で最後の機会と思っておりまして、ここで実効性のあることをやりたいと思い、参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

(事務局) 有難うございました。大変申し訳ないのですが、自己紹介なので手短かに願います。

(委員) 長坂町に12年住んでおります。それ以前は首都圏で公務員をし、突然大病に見舞われてこちらに越してきた次第でございます。こちらの生活の心情としては、古くから皆様が交流してお付き合いをしていくということを基本にしながら生活しております。6年前に3.11が起こり、日本のエネルギーの問題についてしみじみ考えるようになったことが私のスタートです。北杜市に住むうちに、目の前に300数十枚ほどのパネルを貼らせてもらいたいという東京電力韮崎支店からの話があり、業者の名前も内容も分からないということで知恵を絞り、皆さんとやっとのことで文京区内にある、ある新しい会社の部長さんたちに来ていただいて議論をしました。事前の相談はありませんでした。これではいけないということで色々注文をつけました。もう一言、昨日一昨日まで大雨が降りました。高根町の下黒沢でパネルに囲まれた家の自然浄化槽が使えなくなり、台所まで水が入ってきてその水かきを昨日5、6人でやった次第です。3年ほど市役所その他に色々相談をしてきたのですが、大変な生活難に見舞われていて、こういうことを解決するために、条例化がなくなった後、果たしてどこまでどういう意見がなされるのか不安でしたが、色々皆様と意見を交わしていきたいと思い、早く、2年と言わず困っている人がいるので現実、現場を見ながら、考えながら委員会に臨んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(事務局) 有難うございました。再三になりますが、後ほど意見を言う場がありますので自己紹介のみとさせていただきます。続きまして、渡部委員よろしくお願いいたします。

(委員) 私は10年前に大阪から移住してまいりました。最初の5、6年は思ったとおりの快適な北杜市でしたが、目の前3mのところは何の相談もなくいきなり太陽光パネルができてしまった。何のために移住してきたのか。そうしたらその悪徳業者がその隣、またその隣とどんどん手を広げていくではありませんか。そういうことを防がない限り北杜市には住めないなという感じで私は応募しました。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私も移住して、3年経ったところです。その3年の中で1年半ほど病気にしていたので、やっと今年になってから動けるようになりました。私自身は皆さんと同じように引退して、今は顧問のようなことを非常勤でやっておりますが、元々化学をやっていたということで、製薬会社から分析の機械を扱う外資系の会社で40数年働いていました。少なくとも色々な業界、化学、食品、環境分析などを手がけておりました。ソーラーパネルに使われているシリコンの

品質管理を早く測るという機械の販売もしております。北杜市で生活してみても、私の場合目の前にはないが、徒歩ですぐにいけるところにあります。私は自然がよくて来たつもりが、自然をどんどん壊している。残し方よりも壊し方も含めて考えることが必要だと思います。自然を次の世代に残していくという気持ちで、太陽光の扱いについて私は基本的にはこういうやり方ではまずいので、少なくとも規制して抑えながらやっていかなければいけないという立場です。今後ともよろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私は明野町で定年後に勤めを辞めてから自宅で農業をしております。3.11以降、私も太陽光に興味がありまして、自宅の屋根にソーラーを設置しております。日が経つにつれて、少し向いている方向がおかしいのかなと思います。近隣や地域住民に説明もなくどんどん設置され、業者の方は「私たちは頼まれたから知らない」といい、最後に仕上がったら目の前にソーラーができてしまったという案件は家の周りでもあり、話でも聞くことがあります。やはり地域との繋がりを十分理解しあった中で進めるべきだと思いながら、今回応募させていただきました。簡単ですが、よろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私は小淵沢で電気業を営んでおります株式会社カナマルの専務です。本来であれば我が社の社長がここに出席する予定でしたが、今日は東京の会議に出席しているため来られません。次回以降は社長が出席すると思いますが、今日は私でよろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 我々自然電力は2011年6月に会社を起こしまして、3.11が起きた後にエネルギー問題に対して自分たちで何かできることはないかということでこの会社を興しました。全国で太陽光や風力の事業を行っております、北杜市では3つの発電事業をさせていただいております。全国でこういった事業をやり、また子会社ではドイツの会社と合併で会社を興しているのですが、そういった経験を通じ、発電事業というのは地域の方々と連携しながらこういった事業をつくっていくということが大事だと経験の中で感じております。本日はこういった機会をいただき、皆様とより良いエネルギーの形を議論できればと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私は高根町清里からまいりました。バブル真っ只中の30年前に東京から移り住みまして、清里で歯科医院を開業しました。それで、趣味として太陽光発電を始めた経歴です。どういうことかということ、初めて住宅に太陽光が導入された1992年に思い立ちまして、自宅の屋根に山梨で最初の発電所を運営して、今も稼働しております。それで、10年ほどは趣味として太陽光を推進してきました。NPOのPVネットという会に所属しまして、山梨のNPOの代表として活動し、住宅用の太陽光を推進する活動をしてまいりました。そんな

ことから約10年前に山梨自然エネルギー発電株式会社を自然エネルギー全般をやる会社として立ち上げ、今に至っております。私も今の状況は確かに太陽光の乱開発が目にすることは承知しておりますが、事業者の立場として、同業者の中にもただお金儲けのためにやっている会社もあれば、自主的に考えながらやっている会社もあります。そういうことも加味しながら委員会に参加させていただいて、意見の交換をしながら秩序のある太陽光の推進をしていきたいと思っています。もう一つ私がやっていたことで、リゾートマンションの乱開発が起きた当初、高根町で条例が作られました。それが今の北杜市の景観条例ですが、丁度リゾートマンションが乱開発された時に反対する立場として、条例の制定に30年前に地域住民として参加しました。そんな経過があるので、今回の市の景観条例はその時に結構考えて作りましたので、その内容を色々意見交換して考え、太陽光は適用しないということで最初の頃に言われていたのですが、確かにそれはよくないかなと思いました。とにかく、この条例を利用して秩序のある開発、推進をしていけるように条例がうまく機能すればいいと考えています。今後ともよろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 住まいは長坂です。よろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) よろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 所属は日本共産党です。よろしく願います。

(事務局) 有難うございました。

(委員) よろしく願います。

(事務局) 有難うございました。

(委員) どうぞよろしく願います。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 大泉に住んでいます。多くの市民の方が望んでいる条例化に向けて前向きな議論ができればと思っております。よろしく願います。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 株式会社ケミトックスで役員をやっております。私どもの会社は東京都大田区に本社がございまして、第三者試験機関という立場でプラスチック材料、積層板、PVD、プリント配線板などの評価、最近では鉄道車両、航空機の内装材の評価等を民間の第三者として評価をさせていただいております。昨今はデータ改ざんの問題も出ておりますが、私どもは公の立場として、第三者として公正な試験を行っております。その中で、太陽電池、太陽光パネル、太陽光の発電システムなどの評価もさせていただいております。2008年から太陽光は評価をさせていただいております。現在に至っております。2012年のFIT法以降、色々な評価をさせていただきました。当然ですが性能・信頼性・安全性といったところで、私どもは太陽光の普及に大分ご協力させていた

だいたなと考えております。また、北杜市は太陽光の条件が非常によく、日照時間が長いことはもちろん、温度が低いため発電効率がいいです。1℃上がると0.4～0.5%性能が低下します。北杜市は非常にいい環境なので私は北杜市に住んで坂本家の7代目になります。北杜市に今回ご協力させていただいて非常にありがたく思います。よろしくをお願いします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 西村あさひ法律事務所の弁護士です。この委員会の設置の趣旨に含まれる条例化の検討ということもありますので、法律上の論点出しと、その結果のお手伝いのため参入しました。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私は明野で、一般社団法人山梨県一般廃棄物協会の会長をしており、また北杜市環境事業共同組合の理事長をしており、一般廃棄物や産業廃棄物の環境事業に30年近く携わらせていただいております。一方で、環境省の登録団体でもある温暖化防止対策地域協議会の北杜版である、北杜市地球温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会の会長をしておりまして、グリーン北杜という名前で耳に入っているかと思いますが、こちらでは環境保全事業を広く視野において、小中学校での環境学習への講師の派遣や、その他河川、森林の保全に関する活動の普及推進の取り組みを行っております。また、クリーンエネルギー推進委員に関しましては、市内の河川における小水力発電可能性の調査を行ったり、北杜サイトの説明、ガイドを主に市から委託を受けてやっております。以上です。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 私の専門は科学コミュニケーションでございまして、エネルギーと地域との共存は私の取り組んでいる研究テーマの一つでございまして。そのため、色々各地の現場を訪ねてまいりました。これまでは風力発電や地熱発電などの共存の課題に関わってまいりました。今回、太陽光発電を中心とした議論になるかと思いますが、太陽光は初めてでございまして、皆様と有意義な議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(事務局) 有難うございました。続いて、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

【資料説明】

(事務局) 続きまして、6番目の役員の選任になります。役員の選任ですが、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会の設置要綱、資料については5ページに書いてありますが、第6条において、委員長1人、副委員長1人置き、委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める等あります。委員長、副委員長の決定方法については、互選とする以外は設けておりませんのでいかがいたしましょうか。ここでお諮りしたいと思います。

- (委員) 委員会ですから、委員長は意見等を取りまとめたりしなければならない。今日、私どもは皆さんと初めてお会いしたという状況であり、人間関係ができておりませんので、一般論としては、学識経験者の方々の中から委員長、副委員長になっていただく中で、会をスムーズに進めていってもらえればと思います。私の提案として発言させていただきました。
- (事務局) 有難うございました。他に意見はありますか。
- (委員) 互選とはどういう時に使うのでしょうか。どのように使うのでしょうか。
- (委員) . . .
- (委員) 法律的には特にないということですね。私から説明させていただきますと、委員の皆さん方ができれば満場一致でこの方ということですから、学識経験者の方が委員長に一番ふさわしいかどうかというのは中身ですよ。学識経験者の方は話の流れを汲み取って指導、矯正、道筋をつけていただく大局的な立場になるべきですから、委員長のように雑務に追われるような役目になるということは、私はふさわしくないと思います。
- (委員) 色々な考え方があるんだろうなと思っています。お話を聞く中で、公募の皆様方は、あいさつにもあったように自分の考えをお持ちの中で今日いらっしゃっている。そうすると、お考えに対し、賛成の人もいれば、そうでない人もいます。そうすると、中立的な立場の中で、進めていくことが難しいのではないかと思います。事業者、我々議員も難しいのではないかと思います。私の提案として、そういう立場を作れる人は学識経験者しかいないかなと思い、お話しさせていただきました。
- (委員) 今回太陽光の問題につきまして、長い間皆さん方が調査をしたり、色々議会でも議論してまいりました。非常に重要な案件であるかと思っています。市民ももちろん今日も傍聴者が相当大勢いますし、市民の皆さん方も関心を持っている。また、将来の北杜市の方向を決める礎になるような議論がされる場であるかと思っています。そうなりますと、絶対とは言いかねますが、少なくとも議論の中で賛成、反対というお立場での議論がされてくると思います。そうなりますと、明らかに賛成とか明らかに反対という形を取っている異論のある方が委員長を務めますと、先入観が入ってしまう可能性があります。そこで今、委員がおっしゃったように学識経験者につきましては、そういう面では異論の有無を先ほどの自己紹介の中で、色々な経験をされている方がいらっしゃいますので、そういう面からできるだけ公平な形で会を進めてほしいと、こんな思いがありまして、お気持ちもわかりますが、できたらそのような方々にやってもらった方がより公平に、スムーズに会が進められるのかなと思います。
- (委員) 篠原委員は自然エネルギーを推進する会の会長をされており、慣れていて中立的で、会をまとめる才能があると思うので、この中だと委員長に推したいです。グリーン北杜で会長をずっとされており、色々な意見がある中で上手くまとめてきた実績があるからいいかなと思います。ただ、市役所の事務方が最終的に調整して決めていただきたいと思います。

- (委員) 市民の方は考え方を話しましたが、他の皆さんはほとんどお名前だけで考え方が全く分からないので非常に厳しいと思います。先ほど何人かの方が仰ったように私自身も、なるべく北杜市にあまり絡んでこなかった方が中立な立場でやっていただくのがいいかなと思います。あとは、「私はどうしても」という立候補の方や、「この人をどうしても推したい」という方がいれば、自薦他薦含め、あとは学識経験者の中からということでお話したいなと思います。失礼ですが、学識経験者4人の中で、委員が推進の立場ということも少しあるので、私は残りの3人の中で考えていただけたらなという気持ちです。ここで立候補したい方、もしくは推薦したい方、それから学識経験者の私は3人の方を推薦したいと思いますけれども、その方たちにもう一度、この会に臨んだお気持ちをもう少しお話していただいて、質問のある方は質問していただき、投票するという方向はできないだろうかと思うのですがいかがでしょうか。
- (委員) 先ほど「推進などで」と仰ったのですが、今回この場では是か非かという話ではなく、推進する、しないというよりは、よりよい方法を見つけ出すという理解なので、推進だから駄目だと思うのは少しどうかと思うのですがいかがでしょうか。
- (委員) それは私個人の考え方なのでそれを否定されてしまうと困りますが、今まで北杜市にかなり絡んでこられた活動の経緯もあるので、私は今まで距離を置かれていた方のほうが中立的かなという私個人の考えです。
- (委員) 私もできるだけ北杜市にしがらみがなく、中立的な立場の方のほうが合意できるのではないかと思いますので、委員が仰ったように、4人の中から3人の学識経験者の方と、どうしても自分が立候補したいという方も含めて、その中から皆さんが票決で選出していただいたらいいのではないかと思います。
- (事務局) 有難うございました。他に何か意見のある方はいますでしょうか。
- (委員) 先ほどのお二方に賛成する立場ですが、私は議会の中で条例案を提案した一人として、あの時は準備不足、力不足で残念な結果になったのですが、それが実現できるようにという考えをまだ持っていますので、そういう立場で参加していますから、中立公平ということにはならないから、適格ではないと思います。そういう意味で、委員が仰ったように、自らが中立で公平な運営をすることを皆さんにお約束できる方、できるだけこれまで北杜市の太陽光に直接賛否を関わってこなかった方がふさわしいのではないかと思います。そういう方は是非名乗り出てください、皆さんの賛同をいただけるという形がよかろうと私は思います。
- (事務局) 有難うございました。他に意見のある方はいますでしょうか。
- (委員) 私も皆さんの意見と同じですが、中立的な意見で、学識経験者が4人いらっしゃいますので、暫時休憩して学識経験者の中で選んでもらう。もう一つ、副委員長を選ぶところで、副委員長については市民代表の方からあまり異論のない方、中立的な方を選んでいただきたいという意見であります。
- (事務局) 有難うございました。他に意見はありますか。ないようなので、今の意見をま

とめますと、まず委員から篠原委員を委員長にご推薦いただきました。また、学識経験者3名の中から決める、学識経験者の中で話をしてもらい、そこで決まったこととお諮りするという案をいただきました。

(委員) 学識経験者の中でというのは構わないのですが、委員の仰った、我々がもっと理解するためにご質問をできる範囲でさせていただいてそれをクリアにする、というステップはなぜ外したのですか。

(事務局) 外したわけではないです。いずれ委員長につきましては互選ということになりますので、委員の皆様で決めていただければと思います。最後に、委員に質問して決めるという方法で今4つ案が挙がっているということでよろしいでしょうか。

(委員) 委員長になる方に質問するのはいいと思いますが、その前にもし自分が委員長になったらどういう風な委員の運営をやるかを話していただいて、その上で質問があればするというのが効率的ではないかと思います。

(委員) 逆の意味ですが、私は委員長候補から外していただきたいです。理由は皆さんの議論をお聞きして、条例化の議論の際の論点とその検討に関して、私は発言を大いにしたいと思っております。委員長という立場だとなかなかそういうことが制約されてしまいますので、私は外していただければと思います。

(事務局) 有難うございました。他に意見等ございますか。

(委員) 先ほどの他の方の自己紹介があまりにも短くてわかりませんが、確かに有識者の中から中立な方を選びたいと私は思います。委員は具体的に条例のところで発言を多くしたいからと仰っていますが、他の方にもう少し、例えば北杜市の太陽光に関わることをあまりやっていたがその見識はある、あるいは何をしたいかというような趣旨を加えて自己紹介していただければと思います。有識者の中から委員長を選ぶことはいいと思いますが、その方をわからない、4人の中で決められた時に私はわからないまま決められてしまうことがありますので、できればもう少し表明してほしいのですが。

(事務局) 色々な意見が出て、いずれどれかに決めてそういう形になるかと思います。篠原委員の推薦、3名の中から決める、意見をもう少し聞きたい、決まる前に意見を聞く等の案がございます。この中でどれにするかということですが。

(委員) 学識経験者の方は本当にお忙しい方だと存じております。その中で、大役をお願いするわけですから、基本的には皆さんの意見として、そこが一応より公平かという方向には来ているわけですね。そこで時間も大分経ったので、少し皆さんの意見を踏まえた中で、有識者の4人で話し合っただけませんか。そうはいつでも、委員長を請けるということになれば覚悟が必要ですから。そういう点で、休憩を挟んで、その4人皆さん方の考え方を聞いたほうが私はいいいと思います。

(委員) 4人の学識経験者の中で話し合っ決めてもらいたいという話ですが、私はそれはいかがなものかと思います。4人の方が候補になり、それを他の委員がそれなりに判断して決めるというふうにさせていただきたいと思います。学識経

験者の中で決めていただくのは、不都合だと思います。ですから、学識経験者の方がもし委員長になったらどうするかと、あるいは経験者の中には私は委員長としてふさわしくないというのであれば、正当な理由であれば降りていただくのは当然なので。ですから、あと残った方の中から選ばせていただくというふうにしていただきたいと思います。

(委員) 4人で決めていただくのではなく、これだけの意見が出ていますから、大役を担うにはそれなりの覚悟が必要なので、そのことを含めて4人で話し合っただきたい、ということです。その中から決めていただくのはその次の話です。

(委員) その話し合いの後にそれぞれの学識経験者の方から話をさせていただいて、その上でその中で決めていただくという進め方でよろしいですか。

(委員) そうです。そういうことを踏まえた上で色々話し合っただき、また意思表示をしていただくのがいいのではないかと思います。

(委員) そのやり方にあまり賛成できないのですが、基本的な方向性はほとんど集約されていると思いますが、なぜこの場をやめて暫時休憩をとり、皆さんの見えないうところで話し合いをされようとするのかと疑問に思います。ここでそれぞれが意見を言うていただければいいと思っているので、私が委員会で最初に申し上げたかったのは、できるだけ皆さんの見える中で、公開でフェアな形でこれからもずっと意見交換をしていきたいという思いです。どうしても個人情報等で見せないところは、外でやるということも有り得るかもしれませんから、4人で外で話し合う必要の内容ではないと思うので、是非皆さんでここで思いを言っていただいたほうが、私たちも後で選ぶ時の尺度にもなりますし、私はそうしていただきたいと思います。

(委員) 私も今の意見に賛成です。

(委員) 私も委員の仰られたとおり、可能ならばこの場で学識経験者の中から意見を伺えば、他の委員も納得していただけて、今後の検討委員会がスムーズに行くのかなと考えております。

(事務局) 他に意見はございませんか。

(委員) 私たちは今日初めてこの席に座っているわけでありまして。学識経験者の皆さん、地域に関わってきた皆さんもいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃるわけですが、委員長は20人の意見を十分に引き出しながら、よりよい着手点を求める、そういうことが一番大事な立場だと思います。ですから、これまで本市に関わってこなかった方がよりいいのではないかと考えております。学識経験者4人のご意見を頂戴する中で、私自身も判断をしていけたらいいなと思います。会の進め方を公平かつ市民にとってわかりやすい顛末をつけていただきたいと思います、これが一番の願いであります。

(事務局) 有難うございました。他に意見のある方はいますか。話を集約しますと、学識経験者の中からということによろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

- (事務局) できる、できないということもございますので、ここで学識経験者4名の中で委員長をやってもいいという方がいれば任せる、ということによろしいでしょうか。
- (一同) 異議なし
- (事務局) 本人の意向もありますので、この場ということになりますと学識経験者の中でやっていただける方がいいというようなことによろしいでしょうか。
- (委員) 論理的にはあっていると思いますが、もし一人しかいなかったら我々は選ぶ権利を奪われていることになります。先ほどありましたように、秘密でやるということになると、もっとそういうことになります。そこをもう少しオープンに皆に聞いてもらい、皆から質問を受けて、というのはいかがですか。一番気になるのは、しぐらみがなく北杜市に関わっていないという方、ある意味ではいいのですが、やはり現場に不見識な進行をされたら困るので、そこは考えなければいけないところで、質問して聞くしかありません。その点も含めてご判断ください。
- (委員) ある面、学識経験者の皆さんに失礼なことを言ってしまう感じがします。というのは、選挙で私はなりたいという人たちが来ているわけではなく、この重要な会議に忙しい中でもその任務を担っていただこうと、我々よりフラットな立場で対応できるということで、学識経験者の方をお願いしたいと言っているわけです。やりたいという人がいて、その人から意見を聞かないと我々も納得できないということとは、委員長を選ぶのに考え方が少し違う気がするのですが、その点どうなのでしょう。
- (委員) 今私たちだけの話になっているので、4人の方のご意見をまず聞いたらどうでしょうか。
- (一同) 異議なし
- (事務局) そういった意見がありますので大変申し訳ないのですが、学識経験者の方で一人ひとりご発言をいただいてもよろしいでしょうか。
- (委員) 私は先ほども言いましたように、エンジニアです。会社の経営も取締役として携わっております。北杜市須玉町江草で太陽光の試験評価を行っております。会社では、我々の実験も兼ねて、30kwの設備を置いております。江草はあまり日が照らないのでそんなに発電量はないですけども。北杜サイトにも一部我々の試験評価の場所をお貸していただいているということもあり、全く携わっていないかというところではありません。私が思うには、遠方から来てくださっている先生方がいますが、この会の委員長としてやっていただくにはあまりにも申し訳ないと思います。それよりはもっと両先生方の持っているものを発揮していただきたいと思います。先ほど仰っていましたように、篠原委員はリーダーシップというところでは、私は足元にも及ばないということもございまして、逆に私はサポートという形でやらせていただければと思っております。委員長は私ではない方がやっていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 50年ほど前の話ですが、小学校6年間清里に学校の寮がありまして、清里の当時はまだ舗装もされていない、道は牛のフンだらけで、その後清里には訪れていないので現状はわかりませんが、北杜市とのご縁はそれくらいかなと思っていたのですが、ただ、当事務所には弁護士が600人所属しております、再エネ特措法ができて以降、太陽光発電設備の導入については事業者側、金融機関側で色々仕事をしている同僚がたくさんおります。調べてみないとわかりませんが、北杜市の中のサイトの案件について、同僚弁護士が関与している可能性もあります。私は広い意味では完全に中立な第三者というほどきれいな身ではないということは申し上げておきます。今回、市役所のご担当の方から事前に資料を頂戴して大分読み込んでおりました。それから、先ほどご案内ありました市民ネットワークのウェブサイトも拝見しました。それで、6月の議会で廃案になった条例案は時間切れになったと伺っておりますけれども、北杜市の条例制定については、極端な話として、将来発電事業者の財産権の制限をする違法な条例だという形で、北杜市が裁判で負けるようなことがあれば賠償金を払わなければいけないというような話になり、それは市民や納税者の方々に跳ね返るような話ですので、そういった面から、また北杜市の名誉のためにも、そういう訴訟を起こされてはならないと思っています。法律の範囲内で条例を制定するという場合、現状北杜市では景観条例を持っていらっしゃる、その規則で事業用太陽光発電設備の10kW以上のものが加えられています。資料の中で、北杜市について、景観の保全ということについては相当法律的な整備をやってらっしゃっている印象を受けています。ただ、色々なウェブサイトを拝見していると、やはりこの景観を保全していかないといけないという声も多いように印象を受けているのですが、現状の景観条例のどこが、何が足りないのかということを知りたいと思っておりますし、法律を作る時に、裁判所で違法性、合法性が争われた時に、必要なものはその条例を作る必要性です。条例を作る必要性が本市に存在するのか、これを立法事実といいますけれども、今回私が参加したのはこの立法事実を色んな立場から伺ってみたいと考えております。廃案になった条例の目的を拝見したのですが、大きく4つあります。一番目は災害の防止です。二番目は自然環境・生活環境の保全です。三番目が景観の保全、四番目が電気工作物の安全性の確保、この4つの目的は、それぞれ国のレベルで法律があります。そうすると、北杜市が独自に法律で規制をかけるということになるのであれば、基準を上乗せするか、あるいは10kW未満の太陽光が現状国の法律では小規模発電設備ということで規制がかかってないのですが、北杜市として国の法令が寸切りした部分について規制をいれる必要があるという事実が存在するのであれば、これが、その条例化が検討に値するのだらうと思います。指導要綱で足りないと思っておりますが、確かに指導要綱は行政指導ですから任意に従っていただくのが前提になるわけですが、逆を返すと法律で強制するということに

なれば、これは先ほど申し上げた損害賠償の請求訴訟に耐えるだけの何らかの数値基準を設けるのであれば、何で北杜市はその数値にしたかということでは裁判官を説得できなさいけない。そういう根拠が必要だと考えております。まだ事前に検討した資料でたくさん申し上げたいことがあるのですが、例えば禁止規定にするのか努力規定にするのか、違反したら刑罰を科すのか、現状に回復させるのか、例えば新たな設備に柵を設けさせるのか、既存のものについて議論していくのか、設置済みの設備について議論していくのか、これから設置される設備についての議論をするのか、そういったことも丁寧に検討していかなければいけないというふうに思っております。市民や発電事業者、議員の方から色々とお話をお伺いする中で、私としてこの委員会の結論について、現時点で結論を持っているわけではありませんので、皆さんから伺った事実に関して法律家の立場から、こういった点はどうなっているのですかという質問を全ての方にしたいので、議事の進行上、委員長としてはそういった発言はなかなか難しいだろうというふうに考えて、先ほどご辞退申し上げます。

(事務局) 有難うございました。

(委員) 先ほど事業者の委員より推薦をいただいたわけでございまして、この時点から市民の皆様から市内で問題となっている太陽光パネルを見るような目で見られている気がして少し口籠もってしまいますが、私自身は皆様が考えているような今ある問題・課題となっているような太陽光発電施設をどんどん作れということを推進してきたという立場ではございません。先ほど挨拶でも申し上げましたが、温暖化防止対策を行う地域の協議会ということで、こちらにつきましては法律で制定されているものに基づきまして、環境省に登録している団体でございまして、全国に200数十箇所ございます。たまたまその団体の会長をしております、今年度で丁度10周年を迎えます。私どもは温暖化対策を行うという中で一番重要になっている、CO₂の排出を削減するにはどうしたらいいのだろうかというところで、挨拶の中でも申し上げましたように、市内の小中学校の生徒に対する環境学習を行ったり、あるいは北杜市のこの素晴らしい豊かな自然、とりわけ森林、在来の植物、これらを守らなければいけない。なぜなら温暖化によって色々な生物多様性等が乱れているということがいわれていまして、私ども過去には、親子で市内の枯れてしまった山の植樹活動を行ったり、最近では特定外来植物の駆除を行いました。もちろん、駆除を行ったからといってすぐに外来種がなくなるということはないのですが、広く市民の皆様にも外来種が北杜市にも来ているんだよ、と。また、小さな花だけでも自然の中に在来している植物もあるので、どうかそちらにも目を向けていただきたいというような活動をしたり、あるいは、美し森、金峰山などで登山道の入り口に靴底の泥を落とすようなマットをセットしまして、泥を掃ってもらって、山の中に外来種が進入するのを防ぐというような活動もしております。この活動においては、この泥を持ち帰りまして発芽の実験を

行いました。驚くことに、たくさんの標高の低いところにある植物の種子が芽吹きました。そういったものが山に運ばれていって自生をするということで植生の乱れが出てくることもあります。これらは温暖化の一つの影響として、将来危惧されていることでもあります。話は戻りますが、温暖化のこういう状況になったのは、産業革命以降のCO₂の排出が非常に増大してきているというふうにいわれております。まず今の自然環境を守るということですが、すぐにやらなければいけないのはCO₂削減、そういうことになりますと私どもにできるのは、家庭、日常生活におけるCO₂の削減です。そこで大事なのは消費電力をなるべく節約するということでもあります。発電所では、原発が全て動いているわけではありません。石油や石炭を使って電気を作っています。今天井についている電気も全てそうです。発電所で石油・石炭を燃やせば、当然CO₂は出ます。家庭において、電気を使うということは間接的にCO₂を排出しているということになります。これらの電力を、CO₂を出さない発電方法に変えるということで、その方法として世界的に再生可能エネルギーの利活用が叫ばれているわけございまして、北杜市におきましては日照時間が非常に長いということで、太陽光パネルの設置は極端に推進されてきたわけございまして。他にも実際には、小水力発電など昭和初期から水力発電等もございまして。それらの自然のエネルギーを利用した電気を使うということでCO₂を削減することが大事だということで、問題のあるような太陽光発電施設をどんどん作りなさいというような推進を私はするわけがございませぬ。そのことだけは分かっていたかと思えます。CO₂削減という意味で自然と協調した再生可能エネルギー利用の推進をしているということで、お話申し上げます。また北杜市の地域のことを全く知らない学識経験者がいいのか、地域に根付いて何十年かそこに生きている者がいいのかという判断につきましては、私自身がここで申し上げることではございませぬが、皆様の適切な判断を仰ぎたいと思えます。

(委員) 議論になっております学識経験者の中で、この街をよく知っている方がいいのか、それともそうではなくて中立公平の方がいいのか、そういうことでいいますと、私は北杜市の関わりにつきましては、個人的に好きで来ているということと、北杜サイトに以前2回来て、また市の方に今回の委員会の立ち上げに際しまして資料をいただきましたので、同様に読み込み、北杜市と太陽光発電にまつわる記事を色々と調べて情報収集した上で本日まいりました。今回参加させていただいたのは、皆様方の意見、地元の皆様の価値観を聞いた上で尚かつ、では再生可能エネルギーを全く否定するのか、今後否定していくのか、それとも活かしていきながらまちづくりをやっていくのか、共存していくためにはどうしたらいいのか、その問題に対しての解決策をいかに図っていくのか、その一つの調整役として参画していきたいという気持ちで本日はまいりました。もしかしたら皆様方は私も委員長候補の一人としてお考えなのかもしれませぬが、私としては皆様のご意見をお伺いした上で、何かしらの解決策

をよりよい形で提示できればと思っております。個人的にはそう考えております。

(事務局) 有難うございました。今4人の学識経験者の委員からご意見をいただきまして、委員につきましては、委員長は無理であるが補佐はできるというようなご発言だったかと思えます。委員につきましては意見を言う立場だから辞退したいということです。委員につきましては、皆さんでご審議いただきたいということだったと思えます。委員につきましても、皆様と一緒にご意見をいただきたいということでご辞退というような感じで行いました。総合的にみると、委員からも篠原委員を委員長に推進していただきました。坂本委員につきましては、補佐であればということをお願いしたので、そうしますと、委員長に篠原委員、副委員長に坂本委員ということになるかと思いますが、ここでお諮りしたいと思います。

(委員) 委員の発言の中で、今までどういうふうな仕事でご飯を食べてきたのかという発言がなかったです。私も山梨県の温暖化防止エネルギー局の委員を2年間やりましたが、傍聴人の中にもエネルギー局に相当泣かされた方もいらっしゃると思いますが、エネルギー局とのかかわりはどうだったのかということをお是非一言お伺いしたいと思います。

(委員) 私が生業としているところは、挨拶の中で申し上げましたが、廃棄物処理に関する事業でもってご飯を食べさせていただいております。エネルギー局というのは、何かの会議の席の隣の隣くらいに座ったことは覚えていますが、それはおそらく北杜市の新エネルギービジョンか何か策定の際に、たまたま副委員長をさせていただいたような記憶がございます。事業の中での接触というような大きな仕事はしておりませんので、その辺はご心配いただくことなく結構かと思えます。

(委員) 私はやっぱり中立公平な立場の点から言うと、地元で色々活動されている方よりは、確かに遠くからお越しになる不便はございますけれども、佐藤委員か松本委員にお願いしたいと思います。中でも佐藤委員は強く辞退されていますけれども、この委員会で一番争点になっているのはやはり法制化の問題です。それについて最も熟知されているのは佐藤委員でございますから、適切な委員長としての審議をやっていただけるのではないかと思います。やはり委員長としては、冷静沈着、客観的に判断できて、地元特にしがらみのない方がやるほうがこの委員会でいい結果が出ると私は思っておりますので、一番お願いしたいのは佐藤委員、それが難しいようでしたら松本委員というふうにしたいと思っております。最終的には異論があるのでしたらこの委員会での票決で決めていただきたいと思えます。

(委員) 私も中立を守っていただきたいというのが一番大きくあります。ただ、私は佐藤委員は強く辞退もされましたし、確かに非常に多くの発言をお願いしないといけないと思うので、ご辞退の意向はあるのですが、是非松本委員にお願いしたいと思っております。遠くからいらっしゃるというのは大変だというの

はとてもよくわかるので、例えば先ほど委員が仰ったように、副委員長に地元
の市民の中から就いていただいて、十分なサポートができる体制が取れば、
それは可能なのではないかと思うので、私は今の4人の方のご発言を聞いて、
是非松本委員にお願いしたいという気持ちです。

(事務局) それでは、色々な意見がございますので、今、篠原委員、佐藤委員、松本委員
が委員長という声だと思しますので、ここで手挙げ方式で決めてもよろしい
でしょうか。

(委員) 多数決で決めることはよろしいのですが、無理矢理お願いしているような感じ
です。それを手を挙げて賛成反対としてしまうと、私の個人的な見解としては
失礼かなという感じがします。最初から不信感を持っての委員長選任はこの
先が心配ですので、ここは先ほど触れましたように、できるだけそういうふう
に染まっていない人がいいのではないかと考えていますので、そういう点か
ら考えますと松本委員が非常に適任かなと思うのですが、本人はそこまで考
えてのご参加ではないと思いますが、それが非常にフラットな感じがするん
ですね。そこでもし、先生も大変ですから、先ほど委員が市民の皆様からと言
ったけれど、そこはきちっと松本委員の意向に合った副委員長を選任して、そ
して2人で進めていただくということが、もし可能なら松本委員にお願いし
たいと思います。

(委員) 私が篠原委員を推薦したことで色々語弊を招いているとは思いますが、今日
初めて参加して、大体この会の方向性や雰囲気があったのですが、結局、条
例化して、パネルを近隣に設置されて困っている方が解決するのがどうかと
いう問題が一番難しい問題だと思います。設置されたものをどうするかとい
うのと、これから設置する人に対して規制していくのと、二通りの切り口があ
るように感じました。どちらかという、法律でがんじがらめにして規制する
よりは、個別の案件として調整していくことも有用なのかなと思います。どう
して篠原委員が適任と思ったかという、自分は決して委員と意見が一致し
ているわけではありません。要するに、調整能力がすごくあるのでいいのでは
ないかと推薦の理由として挙げています。色んな意見がある中で、上手く取り
まとめてきた10年間の会長の経験もあるので、グリーン北杜という温暖化
対策協議会も決して太陽光だけを推進する会ではないと認識しておりますが、
自分からすると、もっと推進してほしかったけれど、結果的にあんまりだっ
たかなということもありました。ある意味では意見としてはこの会が両極端に
なっているんですね。そこを上手く調整していかないとまとまりが
つかないと思うので、そこを上手くやっていただける会長ということで、篠原
委員がいいと思っております。あとは補佐する副委員長がどうかということ
もあるかと思えます。決め方は市役所の方に一任します。

(委員) 今、篠原委員を推すという意見が出てますから、それは当然候補としていた
だいて、先ほどの学識経験者の方2人を含めて3人の中から票決で決めさせて
いただきたいと思います。挙手は、誰が誰に賛成したかが見えますから、

誰に投票したかはわからないように紙か何かで投票して票決していただければいいと思います。

(委員) 既に2時間経過していますので、トイレ休憩をください。

(事務局) 5分間暫時休憩ということでスタートは3時55分とさせていただきます。よろしくをお願いします。

【休憩】

(事務局) それでは会議を再開させていただきます。今までの議論の中で、3人の学識経験者の委員の中から選出ということになりましたけれど、改めまして3人の委員の意向を最終的に聞きまして選出していきたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) もう一度お願いいたします。

(委員) 挟んですみませんが、先ほどから議論を聞かせてもらったりしている中で、そもそも委員長の最大の仕事は議論を公平に進めていただくということです。太陽光に関する考え方はそれぞれお持ちですが、委員長になった瞬間から委員長の席にいる間は自らの意見は横に置いて、進めていただくのが一番の役目です。そういう意味では、これまでの経歴や太陽光に対する意見は脇に置いて、是非学識経験者の皆様の中から役を引き受けますということをご相談いただくのはいかがでしょうか。投票や採決になると、委員の皆さんが経歴などを判断するということになるので、それは失礼かなと私は思います。ですから、名乗り出いただくのが一番ですが、委員長の任務に徹するわけですから、もし委員長の任務を外れた場合は委員の皆さんから不信任をいただいたということになるわけです。とにかく、公平中立の会議誘導をしていただくということで、是非どなたか名乗り出いただくことがいいのではないかと思います。ついでに個人の意見ですが、学識経験者の方が委員長になられた場合、市民が折角7人応募されていて、議会は6人です。その方を補助する意味で、先ほどの市民の7人の中からどなたかが名乗り出いただくことをお願いしたいと思います。

(事務局) 有難うございます。今このようなご意見が出ましたがいかがでしょうか。

(委員) 先ほどからの議論で、一応3人の方から委員長を選ぶという方向でいっていたわけですから、それをまた蒸し返されるというのは少し不当かなと思います。もしそう仰るのであれば、この委員会の中で3人の方を採決で決めるかどうかを採決し、それでも駄目だったら、採決か否かについて皆さんのご判断をここで明らかにしていただきたいと思います。

(委員) 先ほども申しましたように、立候補者が3人いるからという話になれば、これは投票でもいいと思います。しかし、大変な役をお願いするという立場にいるわけですが、そこで今日初めて会った中で、今の発言の中でその人を評価する

ことはできたらしたくないと思っております。ですからここで互選という話ですから、お互いに譲るところは譲って、この人がいいだろうという形を是非取っていただきたい。ですから、私としてはここで投票や手を挙げるという形は少し好ましくないなと思っております。

(委員) 学識経験者の皆さんの色々なそれぞれの立場は先ほどお話を聞いた中で十分わかっている気がいたします。私個人としましては、互選というところで是非松本委員にお願いしたいなと思えます。もし投票ということになっても結構ですが、私個人の考えではお願いしたいと思えます。

(事務局) 有難うございました。色々な意見が出てその度変わりますが、最終的にはさっき言った、投票するかしないかと学識経験者の中で相談して決めてほしいという、大きく分けてこの2つの意見だと思います。できれば最初の案で委員皆さんの中で総意の中で決まるのが望ましいと思うのですが、進め方とすれば、今2つあるのですが、そのどちらかでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) では3人の候補に挙がっている委員の意思を再確認させていただいてよろしいでしょうか。推薦されてもどうしても無理だということもあるかと思えますので、そこを最後に確認した中で方法を決めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員) 蒸し返すわけではないのですが、我々は学識経験者4人の方にこの委員会に学識的な立場で参加してほしいというお願いをした段階で、喜んでお受けになったわけです。その方がどうこうというのではなく、我々がその方々から委員長として是非お願いしたい。確かに、今日顔を見た方ばかりですから決められませんけれども、これを決めなければ仕様がなです。それを今やっているわけですから、本人がやる気がないからではなく、やる気を我々が持ってもらおうという、それだけの熱意で我々から願いますという気持ちで賛否をとっていただければと思います。

(事務局) 他に何かありませんか。

(委員) 委員が仰った意見の中で、もう一回3人の方にお話を伺って、決めるということでもいいと思えますが、もう一回3人の方の意思を確認させていただきたいと思えます。

(委員) 確認ですが、3人の方の意思を確認してどうされるんですか。今大体話がまとまったので、さっきはそれでいくのかなと思ったのですが、票決で決めるか、または4人の学識経験者の方の中で3人ということで絞られましたので、3人の話し合いの中で決めてもらうか、どちらにするか、票決で採決をするという話が先ほど出たので、それはいいなと思っているのですが、どうなんでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) まず3人の中で話し合ってもらおうか、それとも票決で決めるかということによろしいでしょうか。

- (一同) 異議なし
- (事務局) ではまず3人の委員の中で互選で決めてもらうという方法に賛成の方、挙手を
お願いします。採決権は学識経験者の4人にも当然あります。

【挙手】 11人

- (事務局) では11人で過半数に達しましたので、ここで学識経験者3名の話し合いの中
で、委員長を決めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。3
人でお話しするというので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

【休憩】

- (事務局) では再開をいたします。それでは3名の委員、ご苦労様でした。結果をご報告
いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員) 篠原委員を委員長として選任いたします。

- (事務局) では3名の互選で、篠原委員が委員長ということになりましたので、委員長
は篠原委員に決まりました。よろしいでしょうか。

(委員) 【拍手多数】

- (事務局) よろしく願いいたします。続きまして、副委員長ですが、先ほど坂本委員か
らも副委員長であればという意見と、市民の中からという意見があったと思
うのですが、副委員長につきましてはいかがいたしましょうか。

(委員) 副委員長は、委員長補佐と委員長が欠けた時の職務の代理ということなので、
やはり委員長の仕事としては議長、会議の運営になるころだと思えます。市
民の方になると、先ほど言っている公平な目線ということと、議事を進行する
技量があるのかというところがありますので、私としては坂本委員がいいの
ではないかと思えます。

(委員) 注目もされていますし、これから大変な会議になると思えますので、委員長が
職務のやりやすさということで、委員長の意向に沿った副委員長の選任がよ
ろしいのかなと思えます。

(委員) 先ほど委員が仰られた時に、5ページにあるように「委員長は会議の議長とな
る」、委員長が議長なんですね。それは間違いないですね。彼は先ほどそれを
言いませんでしたが。

(事務局) 先ほどは、委員長が何かあった時には副委員長が代理するという話です。

(委員) 素人が議長をしてもできないじゃないかということとはどんな関係があるの
ですか。議事進行に力がない、不慣れな方になっちゃいけないと、委員が仰っ
ている意見自体が無効で、除外していただきたいと思います。

(事務局) 委員、よろしくお願いします。

(委員) 委員長が議長になるということが書いてあると思えます。6条の4番に「委員
長が欠けた時は職務の代理をする」となっておりますので、副委員長も議長の

代理、議長をするということになると思います。先ほどから委員長を公平な立場にさせていただきたいと。今までの自己紹介の中で、自分たちの立場をはっきりされている方の中から選ぶよりは、公平な方から副委員長を選んだ方がいいのではないかという話です。よろしいでしょうか。

(事務局) 副委員長を決めるということで案としてまとめさせていただくと、先ほども推薦がありました。坂本委員ということと、あとは委員長が指名するという方法、前に市民の中からという意見もあったのですが、それが生きているとすれば3つになりますが、この3つの内から決定してよろしいでしょうか。

(委員) 少し違う観点になってしまいますが、先ほど多数決ということで決まったことなのでそれに対してごちゃごちゃ言うつもりはないですけど、今までのお話の中で、実際に委員が篠原委員を推薦された。今までの発言の中で、他の方が推薦された人はいなかったと思います。そして、多くの方が松本委員を推された。ただ、最終的な票決の結果、皆さん3人の中で篠原委員が選ばれた。今までの流れをどうぞもう一度考えてください。そして、その方が、自分で副委員長を決めると、それが本当に皆さんの意思を反映しているのでしょうか。これから半年かけるか1年かけるか、長く難しい議論をしていく中で、多くの方が信頼する方にやっていただくことが一番ではないかと思います。

(委員) 先ほどから松本委員が委員長になっていただきたいという意見がありました。私は副委員長には誰がいいかということで、篠原委員が選ばなければいけないということにはこだわらないです。あとは、松本委員が受けていただけなのであれば副委員長になっていただいてもいいし、篠原委員が指名した委員が副委員長になるというのも、そういう意見があるのであれば私は従いたいと思います。篠原委員が指名しないで、またここで他の人を推薦していただくというやり方もいいのかなと思います。松本委員がいいという意見が多ければ、またそれもありかなと思います。そこは上手く調整していただきたいと思います。私は特にこだわりません。当初から篠原委員が委員長になるとは思っていたわけではないのですが、結果的に適任だったのかなと思います。

(委員) 篠原委員が指名するということには反対いたします。そもそも、検討委員会が設けられる北杜市の市政の流れを見ていくと、例えば困っている市民はどうにかしてほしいという情意面の問題、あるいは条例がしっかりしているかが已然の問題として、前にも署名を前市長宛てに集めて提出しております。それから、パブリックコメントを市がやりましたが、この太陽光の問題に関しては260くらいの市民のコメントが市に届けられています。そして、1、2件を除けば何らかの規制、過ごしやすい北杜市をつくってほしいという意見があったように思います。そういう流れを見て、条例案が議員さんたちによって提案された。これも市政の中で異例の出来事だったと思います。3日間ほどしか審議の時間がありませんでしたが、その延長上にこの検討委員会が出現したわけです。そういったことを考えれば、この第6条の役員の任務についてはこの通りでございますし、最初の挨拶からありますように、役員は公

平に市民の前に素晴らしい着手点を、議論をして持っていくことが任務だと思います。今私が申し上げたことを踏まえれば、必ずしも専門的、あるいは有識者に限らず、そういうことを受け入れることができる立場である市民委員の枠の中からどなたかが副委員長をし、何よりも着手点に至るまでの議論を市民の思いに沿って進行させていく、そういう反映ができたほうがいいのではないかと思います。

(事務局) 他にございますか。では副委員長については推薦で坂本委員と松本委員がありました。あと、委員長が副委員長を指名するという、市民の中から1人、という4つの採決でよろしいでしょうか。

(委員) 質問ですが、先ほど委員長の時に坂本委員は市に結構絡んでいるので辞退されたと思います。そして、皆さん公平な立場でできるだけ中立なということを仰っている中で、副委員長は別に中立でなくてもいいということですか。

(委員) 私が申し上げたのは中立でないという意味ではなく、市で太陽光に関わっている、我々は北杜市にある企業なので、そこで太陽光を生業として試験評価を行っていますということを申し上げたわけで、委員長という大役はお受けするのは少し難しいかということです。副委員長でサポートという形であれば、やらせていただきたいと申し上げたわけです。

(事務局) 今4つ案があるということでよろしいでしょうか。

(委員) 原点に戻ると、できるだけ公平な人を選ぼうというということで委員長を選んだ。ですから、その考え方は踏襲するべきではないかと思います。私も先ほど委員長の指名ということを行ったのですが、皆さんの意見を聞いてこれはちょっとまずいなということで、これは撤回します。申し訳ありません。基本姿勢は委員がさっき言ったように、崩さないほうがいいのかないかなという気がしております。ですからその線では是非決めていただきたいと思います。

(委員) 中立公平の中で委員長をお選びいただいたと、しかも副委員長についても職務が同じような形のものがもしかしたら出る可能性もあるとうことを考えた時に、やはり中立公平という中でそれを踏襲して選んでいただくのが一番いいのかないかなというのが私の意見です。

(委員) 先ほど私は委員長として松本委員をお願いしたいという格好で名前を挙げさせていただきました。他の委員からも何人か挙がっております。委員長になると、松本委員はお忙しいし、東京なので大変だと思いますが、副委員長であれば、ある程度そこは対応できるのかなと思いますので、できましたら、お話を聞いても非常にフラットですし、知識もお持ちの点を考えますと、松本委員に副委員長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) 案としてまとめますと、坂本委員、松本委員、市民の中から1人、この3つの中で採決を取るということでよろしいでしょうか。学識経験者の中で選ぶか市民の中から選ぶかということでよろしいでしょうか。大枠として、その中でまた決めてもらうということでよろしいでしょうか。

(委員) そうではなく、委員長を決めた時と同じようにフラットな立場ということ踏

襲するのか、それともそういうことは抜きでいいのか、そのところでまず採決しませんか。

(事務局) わかりました。今、委員から第一段階として学識経験者の中から選出する、しないということで採決をとっていただきたいというご意見が出てきましたが、

(委員) 結果的にはそうなりますが、基本的な考え方として、委員長を選任した時と同じような考え方で、副委員長も選任するべきかどうかだということです。それともそれは一切抜きで決めるのかということです。

(事務局) 今の意見では、フラット、中立的だということで、学識経験者の中から選ぶか、否かというところで採決してもよろしいでしょうか。

(委員) 委員長と副委員長は違うのではないか。そこを一緒にするという論理がよくわからない。

(事務局) 基本的には、委員長が欠けた時には代理をするということです。

(委員) 委員長を補佐して、間違った時にはちゃんと自分でもやるよ、ということですよ。

(事務局) ここに書いてある通り、副委員長の職務については委員長を補佐して、いない時は代理をするということです。

(委員) 資料に書いてあるのはこの通りだと思います。これも踏まえて委員長と副委員長は存在するんだと思います。したがって、先ほど委員長を決めたやり方をしないで、この委員会が目指すスタートした意味、そういう視点に立てば、市民委員から選ぶのがいいのではないかと思います。今私が申し上げた方法でやると何か議事が混乱するというような受け止めがあるとすれば、それはないと思います。常識をわきまえた委員だと思いますので、力がないとか資格が欠けるんじゃないかという議論はなくてよろしいのではないかと思います。

(事務局) なかなか本題に入れなくて申し訳ないのですが、お互いに意見が平行線になりますので、採決するしかないと思いますが。

(委員) 採決でいいと思います。先ほど学識経験者の中から選ぶか、それ以外から選ぶかという提案がございましたけれども、そうするとまたその中から、ということになるので、市民から選ぶか学識経験者から選ぶか採決していただいて、それが決まったら、次に市民か学識経験者の中の誰を選ぶかということをやっていた方がいいと思います。

(委員) 私も今の意見に賛成です。委員長の時にもやったように、どんな考え方や経歴を持っていても、委員長や副委員長になった瞬間、中立でなければいけないと思います。そういう意味から、市民の皆様から選ぶのか、個々の学識経験者の方の名前を挙げるのがいいのか、ちょっと判断に惑うわけで、市民の皆さん7人、議会が6人、事業者の方が3人、学識経験者4人という中から学識経験者が委員長になり、大勢参加してくれている市民7人の中から副委員長は選ぶべきではないかなというのが私個人の考えです。個々の名前を挙げた方を含んだ採決の仕方は、ちょっといかがかなと思います。

(事務局) まとめますと、まず学識経験者の中から決めるか、市民の方から決めるか、と

いうことでよろしいでしょうか。そこについてはその中で話し合ってもらい、発表してもらおうということでよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) そうすると一回で決まりますので、どちらかに挙手をお願いしたいと思います。まず学識経験者から選任したほうがよろしいと思う方、挙手をお願いします。

【挙手】 10人

(事務局) 市民の方からという方、挙手をお願いします。

【挙手】 9人 (1名棄権)

(事務局) それでは学識経験者の中でということで決定しましたので、よろしいでしょうか。すみませんが、学識経験者の方は別室でご相談いただいてもよろしいでしょうか。暫時休憩いたします。

【休憩】 委員1名、所用により退席

(事務局) それでは再開いたします。委員の方で結果報告をお願いしたいと思います。

(委員) 坂本委員を副委員長に選任いたします。

(事務局) 坂本委員が副委員長とご報告いただきましたので、副委員長は坂本委員にやっ
ていただくこととなります。よろしいでしょうか。

(委員) 【拍手多数】

(事務局) 有難うございました。それでは委員長と副委員長につきましては、正面の席に
移動をお願いいたします。

(委員) ちょっと確認していいですか。委員の自己紹介がありましたが、株式会社カナ
マルさんは、今日は専務さんがお見えで、次回は社長がと仰いました。委員と
して委嘱されたのですが、個人が委嘱されているのか、事業者の場合会社が委
嘱されているのか確認しておいていただかないと、その都度、今日は社長、今
日は専務ということでもいいということになるのかどうか、そこだけすみませ
ん。

(事務局) 事業者につきましては法人ということになっており、委嘱状に名前のある方以
外の方が来る場合は、委任状を持参してもらって、その人として発言してもら
うということになっております。ご説明が遅くなり、申し訳ございません。そ
ういう理解でよろしく願います。

それでは、委員長に就任されました篠原委員長よりご挨拶を頂戴したいと思
います。委員長、よろしく願います。

(委員長) 改めまして、委員長に選任されました篠原でございますが、生みの苦しみと申
しますか、この席に着きまして皆様方の思いを胸に収めました。その気持ちを

忘れないように中立公平な立場でもって、この委員会の委員長の立場として運営していきたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。大分時間が経っているというか、閉会の予定の時間が過ぎているみたいなので、簡単ではございますがこれをもちまして委員長に就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(事務局) 有難うございました。続きまして、坂本副委員長からもご挨拶をお願いいたします。

(副委員長) この度副委員長をさせていただくわけではありますが、委員長をしっかり補佐してこの会をスムーズに進められるように努力していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局) 有難うございました。ここで議事に入るわけですが、議事につきましては委員長、副委員長と打ち合わせをしたいと存じますので、暫時休憩とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

【休憩】

(事務局) それでは再開いたします。本日につきましては委員長とご相談させていただきまして、当初4時頃を終了時間と予定しておりました。大分時間も経過しておりますので本日の会につきましてはこれで終了とさせていただきます。次回開催につきましては、委員長と相談する中でできるだけ早い時期に開催したいと思っておりますのでご了承願いたいと思っております。

(委員) 目処はどのくらいですか。一週間か二週間か三週間か。

(事務局) 皆さんの都合や通知を出す関係もございまして、すぐに来週というわけには行きませんので、通知につきましても2週間くらいおきたいと思っておりますが、今具体的にいつとは言えないですが、できるだけ早く開催したいと思っております。委員長の予定もありますので、委員長と日程を調整させていただき、通知は早めに出させていただきます。また、開催につきまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員) 開催時期とスケジュールですが、私たちは3年半この太陽光問題をやっていて、今でも遅いくらいです。2年前にやっていなければ遅いと思っております。未稼働案件が3,500件あり、東電(株)の送電線の張替え工事も10月10日に決まりました。目の前に迫っています。皆さんお忙しいのは十分わかってはいますけれども、この時期に開催すること自体が遅いので、できる限りと仰いますけれども、2年かけてどんなにすばらしい条例ができて全部設置した後では、私たちの努力は無駄になります。ですから、本当に早く、私自身の心積もりでは半年ほどでやっていただきたい。2週間に1回くらいやっていただきたいという思いがあります。皆さんがどれほど内容をわかっているかわかりませんが、全部が終わってからではどんな条例ができて無駄です。それだけは皆さんに言うておきます。それだけは考えてやっていただきたい

です。事務的な話になりますが、市の行事とかあると思いますが、また、年末に向かって皆さんも色々な予定が入ってくると思いますが、もしこの段階で、この日は絶対行えないという日があったら言っていただくと皆さん予定が入れやすいと思うので、もしそういう日があればご連絡いただければ助かるかなと思います。

(事務局) いずれにしても予定等今はわかりませんので、できるだけ早く委員長と相談する中で決めさせてもらいたいと思います。今ここでいつだと言えませんのでそこはご了解願いたいと思います。それではこれで閉会とさせていただきますので閉会の言葉を坂本副委員長にお願いしたいと思います。

(副委員長) 今日は遅くまでお疲れ様でございました。また次回ということで、皆さんの意見をお伺いできることを楽しみにしております。今日はどうもありがとうございました。これにて終了といたします。

9. 閉会

会議終了 午後5時00分